

非常勤栄養士の登録について

1 登録資格

栄養士又は管理栄養士免許の資格を有し、パソコン操作ができる方

2 勤務内容

- ・学校給食の栄養、衛生管理に関すること
- ・学校給食の献立の作成に関すること
- ・給食用物資の購入、検収、受払いに関すること
- ・学校給食のアレルギー除去食に関すること 等

3 勤務場所

相模原市立小学校、学校給食センター

4 任用方法

登録後、必要に応じて勤務条件の合う方を小学校等に紹介いたします。紹介された方は小学校等に出向き面接を受け、その結果により任用が決定します。なお、その際の日当及び交通費は支給されません。

5 任用期間

任用の際に指定します。なお、任用決定後、健康診断及び検便を受けていただきます。実際の勤務は陰性でなければできません。

6 勤務日及び勤務時間

市立小学校…月曜日から金曜日の週5日（祝日及び12月29日から1月3日は除く）

学校給食センター…月曜日から金曜日の週2～3日（祝日及び12月29日から1月3日は除く）

午前8時30分から午後5時までの間の連続した5時間30分（休憩時間を除く）

（学校の状況によって、勤務時間が変更となる場合があります。）

7 報酬

時給 1,510円～（日額8,305円～）

※月末締め、翌月20日振込み払い

※その他 本市基準により、期末手当の対象となる場合があります。

（交通費）

通勤距離が片道2km以上ある次の方に支給します。（徒歩の場合は2km以上でも不支給）

①交通機関を利用する方（1回の限度額2,600円）：通勤1回（往復）×実勤務日数

ただし、1ヶ月の定期券の価格が低廉な場合は定期券の額を支給

②自転車、オートバイ等を利用する方：片道の通勤距離に応じて支給額が変わります。

通勤距離に応じて、規則に則り支給いたします。

8 社会保険等

厚生年金保険、共済組合は週20時間以上かつ2か月を超えて雇用の場合、加入となります。

雇用保険は週20時間以上かつ31日以上雇用の場合、加入となります。

9 登録期間

登録期間は登録日より3年間です。ただし、登録辞退者は辞退日までとします。

10 その他

今回はあくまでも登録であり、任用が必ずあるとは限りませんのでご承知ください。

連絡先：相模原市教育局 学校給食課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

TEL 042-769-8283